

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会の形成

～すべての人がいきいきと暮らすまちをめざして～

私たち一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことをめざした男女共同参画社会の形成を、本計画においても引き続き基本理念とします。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成～すべての人がいきいきと暮らすまちをめざして～」を実現するため、4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで、本計画を実行性のあるものとします。

なお本計画では、男女共同参画をより一層推進するため、基本目標Ⅰで掲げている知識の習得や意識の啓発に重きを置いた取り組みから、基本目標Ⅱなどにあるような、市民や地域、団体や企業などの主体的な活動を支援する具体的な取り組みへと重点を移していきます。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

私たちは、あらゆる分野で自分の持つ個性や能力を十分に発揮し、性別にかかわらず自分らしく生きていく権利を持っています。しかし現実には、「夫は外で働き、妻は家で家庭を守る」という性別による固定的な役割分担意識が社会全体に残っていることや、家庭や職場、地域活動や政治の場など、それぞれの分野で男女平等が実現されていない現状があります。

性別による固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる要因となっています。それらを解消していくためには、一人ひとりが自らの意識を変えていくことが求められます。男女共同参画に関する情報提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めると共に、家庭や職場、学校での男女共同参画意識がより醸成されるよう、学習、研修の場を提供していきます。

基本目標Ⅱ

社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

女性も男性も、社会の一員としてあらゆる分野で個性と能力を発揮していくためには、性別に関係なく参画できる機会が保証されることが必要です。しかし、市の政策・方針決定過程や管理職への女性の登用は、徐々に進んではいるものの、登用率は男性に比べて低く、女性の参画はいまだ不十分な状況です。

また現在、地域においても女性がリーダーとして先頭に立ってまちづくりをすすめている状況はあまりみられません。東日本大震災での教訓から、防災や避難所運営でも女性の視点を取り入れていく必要性が指摘されています。今後は、庁内だけでなく、地域においても政策・方針決定の場に女性の登用・参画を促進していきます。

基本目標Ⅲ

男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

少子高齢化が進行し、女性の労働力が期待される中、就労の場で性別にかかわらず個性と能力を発揮する機会が保証されることは必要不可欠です。しかし、性別による不利益な扱いなど、男女間の格差は依然として残っているのが現状です。働く男女が、平等な立場で、共に能力を発揮し、安心して働き続けられる環境を実現するため現状の改善を進めます。また、結婚や出産などで、一度仕事から離れた女性が再就職を希望する場合には、職業能力開発の視点から支援が必要になります。

また近年、男女の働き方や家庭生活へのかかわり方などライフスタイルの多様化が進んでいる中で、家事や子育て・介護といった家庭生活と仕事のバランスを保つことなど、ワーク・ライフ・バランスの実現は難しいのが現状です。社会全体でこの課題に取り組んでいくために、福祉や子育ての分野における行政サービスの充実だけでなく、企業などに対し仕事と家庭の両立支援に向けた体制づくりの必要性について啓発していきます。

基本目標Ⅳ

男女の生涯を通じた心身の健康づくりの充実とDVの防止

すべての市民がいきいきと暮らしていくためには、互いの身体的特徴を認め合い、相手に対して思いやりを持って接することが重要です。特に女性は妊娠や出産などの身体的特徴を備えているため、男性とは異なる健康上の不安を抱えています。一方、男性においては仕事中心の生活によるストレスなどが原因の心身の不調、うつ病患者の増加、自殺者の増加などがみられます。よって、男女を問わず心身の健康保持と増進のために、健康診査の実施やイベントや講演会、学習会を通じた健康に関する意識啓発、相談事業の充実が必要となります。

また、社会的に問題となっているDVやセクシュアル・ハラスメント※（以下、セクハラ）は、精神的、身体的にも著しく人権を侵害する行為であり、根絶や防止に向けた取り組みが急務となっています。DVやセクハラに関する情報提供と共に、被害者に対する相談体制の充実、DVの早期発見・早期対応のできる仕組みづくりが必要です。

コ ラ ム

男女共同参画のシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



男女共同参画

資料：内閣府

※ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動によって相手の望まない行為を要求したり、身体的な接触を強要したり、それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする性的嫌がらせのこと。

わたしたちの取り組みを紹介します！

男女共同参画を推進する立場から、モデルとなる組織をめざします！

焼津市役所

(男女共同参画社会づくり宣言事業所)

男女双方の視点を取り入れた行政運営の実現に向け、管理監督職や審議会などへの女性の登用をより一層促進します。

また、職員がいきいきと効率よく働くことができるよう、ノ一残業ダイの徹底や育児・介護をはじめとした各種休暇制度の利用を進めていきます。

しかし実際には、従来からの職場の風土もあることから、他の取り組みに加え職員の意識啓発をさらに進めるため、専門家による各種研修を実施していきます。

市の取り組みが、他事業所の手本となるよう、率先して各事業に取り組んでいきます。



男女共同参画職員研修

わたしたちの取り組みを紹介します！

小さな一歩が集まって、大きな一歩へ・・・

せんとく日和

自然の恵みを受けてふっくらと洗い上がる服のように、家族の心も一緒に洗濯!!

溢れる情報の中で、いろいろな「選択肢」があることを知り、日々の何気ない選択が未来につながっていると考え、「せんとく日和」の活動を始めました。

子どもたちが健やかに育つ環境をつくるには、まずは大人が自分で考えて行動できるようになることが大切です。

家事と育児に追われる中で、人と気持ちの共有を図る機会も少なくなり、子どもの未来に思いを馳せても、自分一人では何もできないと孤独感を抱くこともあります。

でも、「自分と同じ思いを抱えている人がいるのではないか。一緒に考える仲間を増やしたい」と思いはじめたところから、輪が広がっていきました。一人ひとりの小さな一歩が集まって、みんなの大きな一歩へつながっていくと思っています。

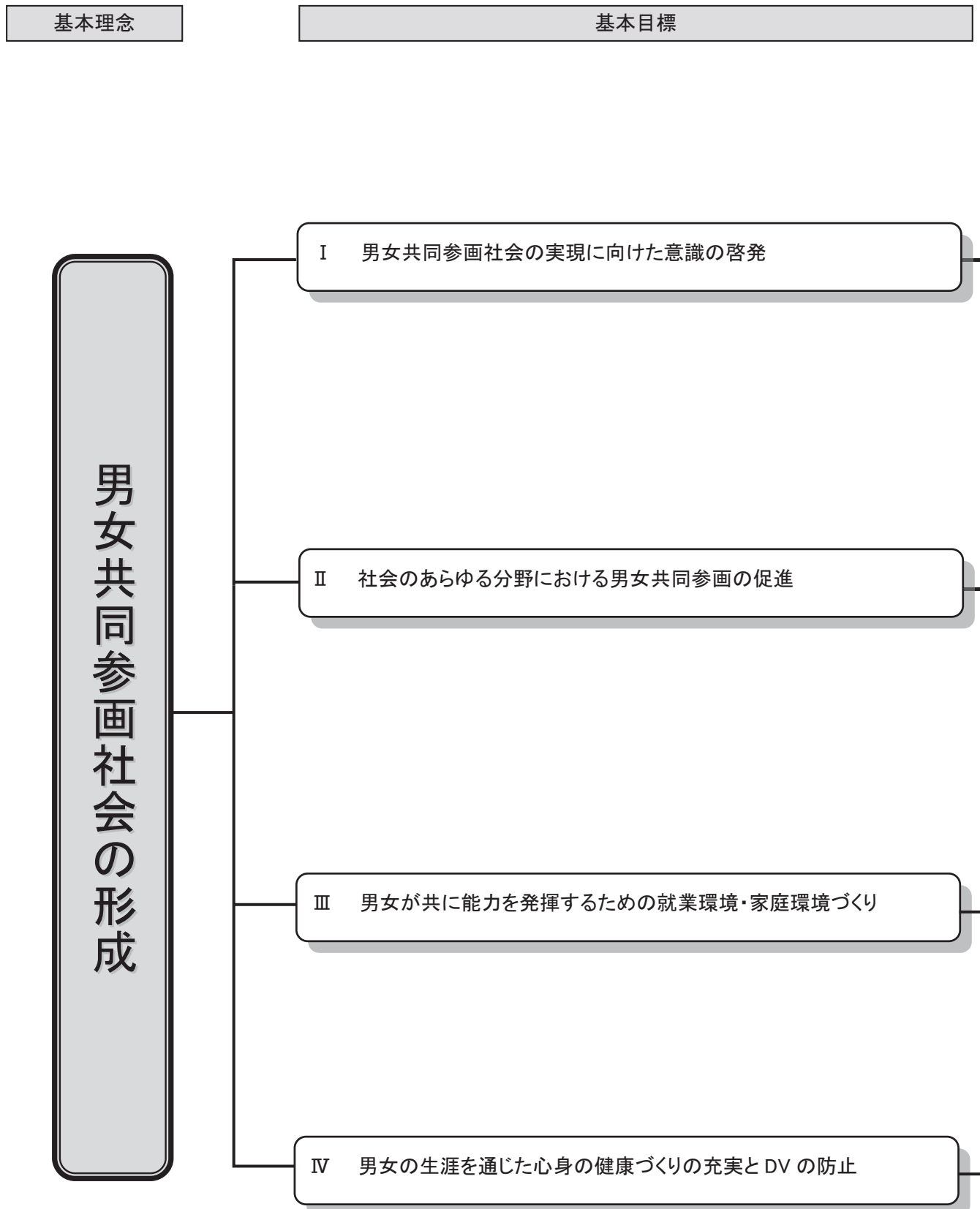
☆実施事業

- ・子育て講座「Nobody's Perfect プログラム講座」
- ・静岡福祉大学「おいらのまちフェスタ」ダラ共和国



環境カウンセラーを招いたお茶会

3 計画の体系図



重点目標	施策の方向
1 男女共同参画意識づくりの推進	(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実 (2)家庭における男女共同参画意識づくりの推進 (3)雇用の場における男女共同参画意識づくりの促進 (4)人権の尊重に関する啓発活動の充実
2 学校などにおける男女共同参画をめざす教育の推進	(1)学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2)教職員、指導者、保護者などへの男女共同参画に関する研修などの充実
3 男女共同参画のための学習機会の充実	(1)男女共同参画に関する生涯学習機会の充実 (2)市職員への男女共同参画に関する研修などの充実
1 政策・方針決定の場への女性の登用・参画の促進	(1)市政・審議会などへの女性の参画の推進 (2)企業・団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援
2 地域における男女共同参画の促進	(1)地域社会における男女共同参画の促進 (2)女性の人材育成の推進
3 男女共同参画の視点を反映した防災の推進	(1)男女共同参画の視点を反映した防災の推進
4 国際社会の立場に立った男女共同参画の推進	(1)国際社会の視点に立った男女共同参画の推進
1 就労支援及び就業環境の改善	(1)雇用の場における男女共同参画の推進 (2)女性の能力向上に向けた機会の充実 (3)女性の就労支援
2 職業生活と家庭生活との両立支援	(1)仕事と家庭の両立のための環境の整備 (2)仕事と家庭の両立に関する制度の普及促進
3 子育てや介護を支える体制の充実	(1)子育て支援の充実 (2)介護支援の充実
1 男女の心身の健康保持と増進	(1)ライフステージに応じた心とからだの健康支援 (2)母子保健の充実 (3)性と生殖に関する情報の提供や学習機会の充実
2 DVなど人権侵害にかかわる暴力の根絶	(1)暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実 (2)暴力の根絶のための相談・研修体制の充実 (3)DVなどの被害者への自立支援の充実